

広島県告示第三百三三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定によって、次のとおり豚熱の発生を予防するための注射を受けることを命ずる。

令和四年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施の目的

豚熱の発生を予防するため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししで、その所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和四年四月十八日から令和五年三月三十一日まで

五 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉注射